

都市基盤施設の整備促進に関する決議

都市基盤施設は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える、最も重要な施設である。

経済の低迷が続き、少子高齢化が進むなか、活力ある社会の構築と安全で安心な都市づくりを推進し、日本の活路を開き将来の発展につながる都市環境を創出するため、街路、区画整理、再開発及び連続立体交差事業による都市基盤の整備をより一層推進することが重要である。

政府では、平成二十三年度の予算編成において、一括交付金化や特別枠を導入しているが、都市基盤整備に必要な予算の確保については、不透明な状況にある。

全国には整備が必要な都市基盤施設が未だ数多く残されており、国民からは整備に対する強い期待が寄せられている。

今後の都市基盤整備にあたっては、街路事業や市街地整備事業の推進がより一層強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、平成二十三年度予算については、地域に必要な都市基盤整備が安定的に実施されるよう必要な額を確保すること。

一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るため、幹線道路ネットワークの整備をはじめとする街路事業や連続立体交差事業を積極的に推進すること。

一、災害に強いまちづくりや良好な居住環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層促進すること。

一、地域において必要なこれらの都市基盤整備は、将来にわたり計画的かつ着実に推進できるよう必要な予算を確保すること。

右、決議する。

平成二十二年十一月一日